

5-6 下水道法に定められた有害物質の使用

熊本大学の排水基準は下水道法（一部は水質汚濁防止法）、熊本県地下水保全条例に従っています。実験で使った器具に付着した化学物質はそのまま実験用シンク（流し）に流すことはできません。

また、下水道法で定められている下記の有害物質については、排水に含まれる有害物質の量が下水道法の規制基準を超える可能性があるため、水流アスピレータを絶対使用しないでください。循環式アスピレータを使用した場合は、貯留槽の水を必ず実験廃液として廃棄して下さい。（巻末の参考資料4を参照）

○下水道法の有害物質

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム及びその化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

【事件事例】

・ジクロロメタンの溶液を水流式アスピレータを使用して減圧したため、水流と一緒にジクロロメタンが下水道へ流出した。